

総情域第 31 号
平成 31 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿

総務省情報流通行政局長

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について（通知）

平素より放送行政に関してご協力いただき感謝申し上げます。

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「小規模施設特定有線一般放送にかかる手続について、届出をしようとする者は、書面等により届け出るほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織（電子申請システム）を活用し、電子申請により届け出ることが可能であることを、都道府県に通知する。」こととされております。

つきましては、小規模施設特定有線一般放送にかかる事務について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）等関連する規程の運用上の考え方を、下記のとおり通知いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）に基づく小規模施設特定有線一般放送にかかる手続について、届出をする者は、書面等により届け出るほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等関連する規程に定める限りにおいて、電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）により届け出ることができます。

小規模施設特定有線一般放送にかかる手続について、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する電子証明書とは、届出をする者が法人の場合は規則第 2 条第 2 項第 2 号ハに定める商業登記電子証明書、個人の場合は規則第 2 条第 2 項

第2号イに定める署名用電子証明書もしくは規則第2条第2項第2号ロに定める電子証明書です。

以上

(担当)

情報流通行政政策局衛星・地域放送課
地域放送推進室 津田 羽間 鈴木

TEL 03-5253-5809

FAX 03-5253-5811